

平成22年8月10日

各 位

会社名 コーアツ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 白石純孝
(コード番号 1743 大証二部・福証)
問合せ先 常務取締役管理本部長 遠矢幸一
電話番号 (099) 229-8181

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、国土交通省九州地方整備局から、下記のとおり営業停止処分を受けました。

本件に関しましては、お客様はもとより、株主をはじめとするご関係の皆様にも多大なご迷惑やご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、更なるコンプライアンスの徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

2. 処分に至った経緯

国土交通省近畿地方整備局及び関東地方整備局が発注した橋梁工事に係る行為が、独占禁止法に違反するとして公正取引委員会より審判開始の決定を受け、平成22年5月26日付けで同法に違反するとの審決を受け、当該審決が確定しました。このことが建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当するとされ、国土交通省九州地方整備局より、同法28条第3項の規定に基づき営業停止処分を受けたものであります。

3. 期 間

平成22年8月24日から平成22年9月7日までの15日間

4. 業績への影響

現段階で、今回の処分による業績への影響を予想することは困難でありますので、今後の経過を見ながら、業績予想の修正等が必要となった場合は、速やかに情報開示を行います。

以上